

令和6年度 愛知県特別職報酬等審議会審議の詳細

審議の詳細

〔始めに配付資料に基づき、10月8日に行われた人事委員会勧告の概要、本県の報酬等改定の考え方及び主要都道府県の状況等並びに諮問の内容について事務局から説明した。〕

質疑応答及び意見交換

(会長) それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御質問をお受けしたいと思えます。なお、御意見につきましては、後程、お伺いいたします。

(委員) 昨今の民間の賃上げ状況等を踏まえると、他県でも引上げ改定を行っているものと思えていたが、資料に記載されている各都道府県の状況を見ると、ほとんど改定していないようです。審議の結果改定していないのか、実情がわかれば教えてください。

(事務局) 東京都は指定職給料表に連動して特別職の報酬等の額を算出していることから、一般職の給与改定があればその都度見直しをしております。

その他の団体は、毎年度ではなく、実際に改定する場合に審議会を開催すると伺っており、現時点での改定予定は特に確認されておられません。

(会長) 他に御質問はございませんでしょうか。

無いようですので、それでは事務局からの説明にありました、本県のこれまでの改定の動向や、他県の状況などを踏まえまして、諮問に対する御意見、御発言をお願いします。どのような内容でも構いませんので、よろしくをお願いします。

(委員) ここ数年間の審議会では改定の指標として累積改定率にこだわってきましたが、今回その目安である2%を超えてきたので引上げを行うということで、ひとつ方向性があると思えますし、また、このことには整合性もあると思えます。このことから、2.34%の引上げに賛成です。これまでの累積で2.34%という数字になったので、合理性もあるので、

納得できると思います。目安としてもこの水準でよいと思います。一方で、給与抑制措置について、昨年もお話ししましたが、そもそもなぜ抑制措置をとっているか理由を聞いていなかったのので、確認しておきたいと思います。

(事務局) 抑制措置については、毎年度の予算編成において多額の基金を取り崩して行っているという厳しい財政状況にあることから、その都度知事の判断で抑制しているものです。

(委員) ありがとうございます。きっと知事の御判断であるとは思っていました。ただ、いつまで続けるのかな、とは思っています。委員の意見としては、先ほどのとおり、引上げでよいと考えております。

(委員) 関連して、抑制措置はいつからとられているか教えてください。

(事務局) 2009年から継続して抑制しております。前知事も抑制しておりました。その都度抑制率は変動しております。

(委員) コロナ禍だったからとかそういうわけではなく、昔から継続して抑制しているということですね。

(事務局) 開始当時は赤字決算を見込むような厳しい財政状況でした。それ以来、その都度の判断ではございますが、継続して行っています。

(会長) 他に御意見はありますか。

(委員) 今回の引上げ改定は賛成です。ただし、改定の基準である2%について、参照している数字が大きく変動したときかなりの影響が予想されるため、将来的に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(会長) いまの御意見は、2%の基準自体について、他の都道府県の状況等を見ながら、拠り所にする基準を慎重に考えていってほしいということだと思います。事務局からは何かありますか。

(事務局) 現在の考え方としましては、指定職給料表の累積改定率±2%というところがこれまでの審議の積み重ねでできた一つの目安でございます。指定職給料表が昔のように大きく動く時代ではございませんので、もし2%よりも低い基準がよいとの意見がございましたら、審議会の意見を踏まえて変えていきたいと思っております。2%というのは現状の一つの考え方でございますが、今後の動きによっては目安を見直すのもひとつあるかと思っております。

(会長) その他の委員の方はいかがでしょうか。

(委員) 累積改定率について2%の目安を超えていること、それに加えて昨今の民間給与アップや物価高を鑑みると、引上げに異論はありません。

(委員) 他の委員の御意見のとおり、世間の物価高がありますし、事務局の御説明もよくわかりましたので、引上げに異論はありません。

(委員) 目安について、2%にこだわってこられたことがわかりましたので、諮問内容を受け入れたいと思います。現場から上がってくる声を聞くと、まだまだ景気の浮揚感が実感できない状況であるため、2%を超えたから上げるというよりも、ステーションAiを始めスタートアップの創出やジブリパーク開園など新しいことをやっているというこれまでの県政の実績を評価して、また、全ての県民の暮らし向きが上がるような県政をしていただくことに期待を込めて、引上げに賛成したいと思います。気候変動等防災への対応等期待することはいっぱいありますので、一つ一つ解決していく努力をしていただきたいと思います。

(委員) 世の中の経済状況、また、社会状況をみて、2%の目安に達したことを考えると、引上げに異論はありません。知事はタイトなスケジュールで走り回っており、すごいなと個人的に思っております。引上げは妥当であると思います。

(会長) 御承知のように、ロシアのウクライナ侵攻に起因したエネルギー関係をはじめ、世界的に物価高が続いています。アメリカ大統領選挙でも物価対策が争点になっています。労働者の生活が苦しくなっているので、2%の引上げで対応できるかといえばそうではないかもしれませんが、行政の方もそれなりの調整が必要ではないでしょうか。

 それでは、欠席された委員からの御意見を紹介いただけますか。

(事務局) 欠席委員2名のうち、お一方からは、「報酬等の額については、引き上げることが妥当だと考えます。過去の審議会の議論、及び、その結果として、累積改定率を目安として、引上げ、引下げを行うルールは合理的と考えます。本年の累積の改定率がプラスの2.34%になることを考えれば、引き上げることが妥当だと考えます。」といった御意見をいただいております。

 もうお一方からは、まずは改定についてですが、「特別職の報酬等の

額については、過去の審議会の議論を踏まえると、指定職給料表の累積改定率が±2%程度に達した場合を改定の目安としている。本年は、累積改定率が2.34%になっており、改定の目安である±2%を上回っていることから、特別職の報酬等の改定を行うことが適当であると考ええる。」との御意見です。

次に、改定時期については、「諮問書の別記に記載された内容で良いと考える。」との御意見です。

なお、同委員からは、改定額の計算方法に係る合意形成について御意見をいただいておりますので、紹介します。

「改定内容に示された引上げ額は、累積改定率の数字を基準とし計算されている。ただ、引上げを実施する場合の引上げ率（改定率）については、審議会としての合意は存在していないのではないかとと思われる。そうであるとすれば、審議会において、引上げ額は累積改定率を基準として計算するなど、引上げ額を計算する方法について合意形成をしていただくと良いのではないかと考える。」といった御意見をいただいております。

(会長) ありがとうございます。ただいまの意見は、審議会として改定額の詳細な計算方法について合意形成をしておいたほうが良いというものです。このことについて事務局は何か考えがありますか。

(事務局) 報酬等の額を改定する際の計算方法について、事務局としての考え方を御説明いたします。

事務局では、累積改定率を基に引上げ額を算出し、その時点で率をリセットする方法が基本であると考えており、今回もこの考え方により諮問しているところであります。

委員の御意見は、「具体的にどういった基準により引上げ額を算出すべきか」ということについて、当審議会の中で共通認識を持つことが必要ではないかとの趣旨であると認識しております。

こうした中、本日の審議におきましては、累積改定率2.34%を基に算出した引上げ額について、その妥当性に関し各委員による共通認識のもとで慎重な議論をいただいたところでありますので、結果としましては、委員の御意見に沿った審議が行われたものと考えております。

(会長) ありがとうございます。委員の御意見に対する回答は説明いただいたとおりに思います。何かその他のことでも、御意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員) 私も意見としては皆さんと同様で、今回の諮問に対して異論はありません。先ほど話題になりましたが、今後も累積改定率2%を改定の目安にするかということについて、他の都道府県の考え方に関する認識が私の中であまりなかったので整理したいと思います。東京都は毎年検討、他の団体は愛知県のように毎年審議会を開催しているわけではないとのことですが、各団体の中で誰が何を見て改定の判断をされているのか疑問です。本県においては、とりあえず今年はこれまでと同じ目安で改定することに異論はありませんが、来年度以降、何を基準にしてどのように改定していくのがよいのか、他都道府県の方法や動向を調査していただき、それを踏まえて審議会で議論する場を設けていくのが良いと考えますが、いかがでしょうか。

(事務局) 本県は累積改定率をひとつの基準として整理し、最近は±2%を基準としております。他団体については30年近く改定していないところもあり、そちらに問い合わせをしても、知事の判断に委ねられているなど、何か一定の基準で判断しているわけではないとの回答もございます。ただいまの委員の御発言を踏まえまして、改めて類似都道府県などの改定の基準や考え方を調査し、審議会の中で議論していただけるよう準備してまいりたいと思います。

(会長) なかなか他都道府県に聞いても明確な回答が得られるか微妙なところではありますが、できるだけ情報を入手していただければと思います。
最後に一言、本委員会の権限外ではありますが、私も個人的には多忙な業務に追われている中、無理して抑制措置を続けることはないと考えております。

意見の集約

(会長) それでは特に御意見がないようですので、皆様の御意見を集約いたしますと、「諮問のと通りの改定でよいのではないか」、また、改定時期についても、諮問のとおり、「条例議決後の翌月1日とする。」というこ

とでよろしいでしょうか。

[出席委員全員の同意を確認]

ありがとうございます。それでは、そのようにまとめさせていただきます。